

自由金利型定期預金規定（大口定期預金）

<非自動継続型>

1.（預金契約の成立）

当金庫は、お客様から自由金利型定期預金（以下「この預金」といいます。）に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

2.（預金の支払時期）

この預金は、証書（通帳）表面記載（以下「表面記載」といいます。）の満期日以後に利息とともに支払います。

3.（利 息）

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および表面記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および表面記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A. 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

- ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および「定期預金共通規定」第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期

日としたこの預金の場合

A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満……………約定利率× 50%

C. 1年以上3年未満……………約定利率× 70%

② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日
としたこの預金の場合

A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満……………約定利率× 10%

C. 1年以上1年6か月未満……………約定利率× 20%

D. 1年6か月以上2年未満……………約定利率× 30%

E. 2年以上2年6か月未満……………約定利率× 40%

F. 2年6か月以上4年未満……………約定利率× 70%

③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日
としたこの預金の場合

A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満……………約定利率× 10%

C. 1年以上1年6か月未満……………約定利率× 20%

D. 1年6か月以上2年未満……………約定利率× 30%

E. 2年以上2年6か月未満……………約定利率× 40%

F. 2年6か月以上3年未満……………約定利率× 70%

G. 3年以上5年未満……………約定利率× 70%

④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満……………約定利率× 10%

C. 1年以上1年6か月未満……………約定利率× 20%

D. 1年6か月以上2年未満……………約定利率× 20%

E. 2年以上2年6か月未満……………約定利率× 30%

F. 2年6か月以上3年未満……………約定利率× 30%

G. 3年以上4年未満……………約定利率× 50%

H. 4年以上5年未満……………約定利率× 70%

※上記①～④の利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

(4) この預金の付利単位は100 円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (定期預金共通規定の適用)

この預金には、本規定のほか「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

以上

自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期預金）

<自動継続型>

1.（預金契約の成立）

当金庫は、お客様から自動継続自由金利型定期預金（以下「この預金」といいます。）に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

2.（自動継続）

- (1) この預金は、証書（通帳）表面記載（以下「表面記載」といいます。）の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫の店頭に掲示する利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以降に支払います。

3.（利 息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、3.（1）および（2）において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および表面記載の利率（継続後の預金については前記2.（2）の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。
 - ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および表面記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。
 - ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ② 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした

この預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

- ③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (4) 当金庫が、やむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および「定期預金共通規定」第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。
- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満……………約定利率× 50%
 - C. 1年以上3年未満……………約定利率× 70%
- ② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満……………約定利率× 10%
 - C. 1年以上1年6か月未満……………約定利率× 20%
 - D. 1年6か月以上2年未満……………約定利率× 30%
 - E. 2年以上2年6か月未満……………約定利率× 40%
 - F. 2年6か月以上4年未満……………約定利率× 70%
- ③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満……………約定利率× 10%
 - C. 1年以上1年6か月未満……………約定利率× 20%
 - D. 1年6か月以上2年未満……………約定利率× 30%
 - E. 2年以上2年6か月未満……………約定利率× 40%

F. 2年6か月以上3年未満……約定利率× 70%

G. 3年以上5年未満……約定利率× 70%

④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A. 6か月未満……解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満……約定利率× 10%

C. 1年以上1年6か月未満……約定利率× 20%

D. 1年6か月以上2年未満……約定利率× 20%

E. 2年以上2年6か月未満……約定利率× 30%

F. 2年6か月以上3年未満……約定利率× 30%

G. 3年以上4年未満……約定利率× 50%

H. 4年以上5年未満……約定利率× 70%

※上記①～④の利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

(5) この預金の付利単位は100 円とし、1 年を365 日として日割で計算します。

4. (定期預金共通規定の適用)

この預金には、本規定のほか「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

以上

定期預金共通規定

1. (規定の適用範囲)

本規定は、各定期預金契約に共通して適用する事項を規定します。なお、本規定が適用となる定期預金契約については、当該定期預金規定にその旨を表記します。

2. (反社会的勢力との拒絶)

この預金は、第4条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第4条第4項各号の一にでも該当すると当金庫が判断する場合には、当金庫は預金口座の開設をお断りするものとします。

3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに（通帳式の場合には、通帳の当該受入の記載を取り消したうえ）取扱店で返却します。

4. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して（通帳式の場合は、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに）取扱店に提出してください。
- (2) 前項の解約または書替継続手続きに加え、当該預金の解約、書替継続手続きを行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約、書替継続の手続きを行いません。
- (3) 期日指定定期預金の一部について解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに取扱店に提出してください。
- (4) 次の各号のひとつにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前A～Dに準ずる行為
- (5) この預金は、当金庫がやむを得ないものと認めた場合を除き、満期日前に解約できません。

5. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 証書(通帳)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取扱店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 証書(通帳)または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書(通帳)の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 証書(通帳)を再発行(汚損等による再発行を含みます。)する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

6. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に取扱店に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

(4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

(5) 前四項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

7. (印鑑照合)

証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

8. (盗難通帳、証書を用いた払戻しまたは解約による払戻等)

(1) 個人のこの預金取引において、盗取された通帳等を用いて行われた不正な払戻しまたは解約による払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① 通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
- ② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（但し、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であることおよび預金者に過失（重大な過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前二項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、通帳等が盗取された日（通帳等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた預金等の不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には当金庫は補てんしません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家

事使用人により行われたこと

C. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

② 通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと

- (5) 当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 1 項にもとづく補てんの請求には応じることができません。また、預金者が当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当金庫が第 2 項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当金庫が第 2 項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および証書（通帳）は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとします。預金証書は届出印を押印して通知と同時に当金庫に提出してください。
- ② 複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。

当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ③ 前号の充當の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。

- ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

1 1. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

1 2. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更できるものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生日を、店頭表示、当金庫ホームページへの掲載又その他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上